

首都直下地震応急対策活動要領 新旧対照表 下線部分が修正部分

修 正 案	現 行
<p>首都直下地震応急対策活動要領</p> <p style="text-align: right;">平成 1 8 年 4 月 平成 2 2 年 月 修正 中央防災会議決定</p> <p>前 文 第 1 ~ 第 4 (略) 第 5 活動要領の改訂等 (略)</p> <p>また、本要領に基づく応急対策活動に関し、より具体的な検討の必要性が生じたり、新たな課題が発生した場合には、中央防災会議主事会議等を活用して詳細な検討を行い、必要な事項は適宜<u>申合せ</u>等を策定するものとする。 (略)</p> <p>第 1 章 政府の活動方針について 第 1 基本方針 1 (略) 2 首都直下地震(東京湾北部地震)に係る被害想定に基づく迅速かつ的確な応急活動</p> <p>迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、救助・救急、医療活動、消火活動、物資調達等の主要な活動については、被害想定に基づく地域ごとの必要量等を踏まえ、<u>別に定める申合せによる計画</u>に基づき、地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、ただちに活動を実施するものとする。</p>	<p>首都直下地震応急対策活動要領</p> <p style="text-align: right;">平成 1 8 年 4 月 中央防災会議決定</p> <p>前 文 第 1 ~ 第 4 (略) 第 5 活動要領の改訂等 (略)</p> <p>また、本要領に基づく応急対策活動に関し、より具体的な検討の必要性が生じたり、新たな課題が発生した場合には、中央防災会議主事会議等を活用して詳細な検討を行い、必要な事項は適宜<u>申し合わせ</u>等を策定するものとする。 (略)</p> <p>第 1 章 政府の活動方針について 第 1 基本方針 1 (略) 2 首都直下地震(東京湾北部地震)に係る被害想定に基づく迅速かつ的確な応急活動</p> <p>迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、救助・救急、医療活動、消火活動、物資調達等の主要な活動については、被害想定に基づく地域ごとの必要量等を踏まえ、<u>別に定める政府の応援計画</u>に基づき、地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、ただちに活動を実施するものとする。 <u>なお、上記応援計画が策定されるまでの間に首都直下地震が発生し、緊急</u></p>

修正案	現行
<p>その後、被災状況等が判明した段階で、これらの情報に基づき必要に応じ活動内容等を修正するなど、迅速かつ的確な活動を実施するものとする。</p> <p>第2 政府の活動体制について</p> <p>1 緊急災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置の場所は、官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には<u>内閣府(中央合同庁舎第5号館)内</u>に、<u>内閣府(中央合同庁舎第5号館)</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛省(中央指揮所)内</u>に、<u>防衛省(中央指揮所)</u>が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) この要領に従って緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を官邸及び<u>内閣府(中央合同庁舎第5号館)</u>に置く。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には<u>内閣府(中央合同庁舎第5号館)内</u>に、<u>内閣府(中央合同庁舎第5号館)</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛省(中央指揮所)内</u>に、<u>防衛省(中央指揮所)</u>が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。事務局の組織及び要員の<u>構成</u>については、別に定める申合せによるものとする。</p> <p>(7) 自衛隊のヘリコプターによる緊急災害対策本部員等の参集及び立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)への移動については、別に定める<u>申合せ</u>によるものとする。</p> <p>(8) (略)</p>	<p><u>災害対策本部が設置された場合は、発災後速やかに、緊急災害対策本部が被害想定に基づく部隊等の派遣量を検討し、本部長が関係省庁に必要な指示を行うものとする。</u></p> <p>その後、被災状況等が判明した段階で、これらの情報に基づき必要に応じ活動内容等を修正するなど、迅速かつ的確な活動を実施するものとする。</p> <p>第2 政府の活動体制について</p> <p>1 緊急災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置の場所は、官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には<u>中央合同庁舎5号館(災害対策本部長室)内</u>に、<u>中央合同庁舎5号館</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛庁(中央指揮所)内</u>に、<u>防衛庁(中央指揮所)</u>が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) この要領に従って緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を官邸及び<u>中央合同庁舎5号館</u>に置く。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には<u>中央合同庁舎5号館内</u>に、<u>中央合同庁舎5号館</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛庁(中央指揮所)内</u>に、<u>防衛庁(中央指揮所)</u>が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。事務局の組織及び要員の<u>数等</u>については、別に定める申合せによるものとする。</p> <p>(7) 自衛隊のヘリコプターによる緊急災害対策本部員等の参集及び立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)への移動については、別に定める<u>申し合わせ</u>によるものとする。</p> <p>(8) (略)</p>

修正案	現行
<p>2 緊急災害現地対策本部の設置</p> <p>(1) 緊急災害現地対策本部の設置</p> <p>ア 首都直下地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整(被災地内における広域的な資源配分等の調整等)を迅速かつ的確に実施するため、緊急災害現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣とする。設置場所は原則として、<u>有明の丘基幹的広域防災拠点施設とする。なお、被災により当該施設が使用不能である場合の設置場所については、東京都庁とする。現地対策本部の組織及び要員の構成並びに現地対策本部要員及び資機材の移動手段については、別に定める申合せによるものとする。</u>また、現地対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3 情報共有体制の確立</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 現地対策本部が設置された場合の情報共有・広報体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地対策本部が設置された場合の広報活動</p> <p>ア 現地対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 各機関の<u>災害応急対策の実施状況</u>についてとりまとめた事項</p>	<p>2 緊急災害現地対策本部の設置</p> <p>(1) 緊急災害現地対策本部の設置</p> <p>ア 首都直下地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整(被災地内における広域的な資源配分等の調整等)を迅速かつ的確に実施するため、緊急災害現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣とする。設置場所は原則として、<u>有明の丘地区に建設中の東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設の供用後は当該施設とする。なお、当該施設の供用前や、供用後でも被災により当該施設が使用不能である場合の設置場所については、例えば、東京都庁とすることも含め、早急に検討することとする。現地対策本部の組織及び構成員は別途定めるものとする。現地対策本部で必要な通信回線・情報機器の確保、本部要員及び資機材の移動手段についても、関係機関と協議しつつあらかじめ定めておくものとする。</u>また、現地対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3 情報共有体制の確立</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 現地対策本部が設置された場合の情報共有・広報体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地対策本部が設置された場合の広報活動</p> <p>ア 現地対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 各機関の<u>地震防災応急対策、災害応急対策の実施状況</u>についてとりまとめた事項</p>

修正案	現行
<p>(ウ)から(I) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(ウ)から(I) (略)</p> <p>イ (略)</p>
<p>第2章 発災当初の活動体制</p>	<p>第2章 発災当初の活動体制</p>
<p>第1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報</p>	<p>第1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報</p>
<p>(1) 各指定行政機関は、法令、防災基本計画及び防災業務計画に基づき別表に定める情報の収集に努め、第1章第3 3により緊急災害対策本部に通報するとともに、その後の事態に応じて情報内容の補完、更新を図るものとする。</p>	<p>(1) 各指定行政機関は、法令、防災基本計画及び防災業務計画に基づき別表に定める情報の収集に努め、第1章第3 3により緊急災害対策本部に通報するとともに、その後の事態に応じて情報内容の保管、更新を図るものとする。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第2 現地対策本部での初期の情報の整理</p>	<p>第2 現地対策本部での初期の情報の整理</p>
<p>(1) 現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめるとともに、特に、東京湾北部地震の被害想定との違いを把握し、別に定める申合せによる計画の修正の可否を判断するものとする。</p>	<p>(1) 現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめるとともに、特に、東京湾北部地震の被害想定との違いを把握し、あらかじめ定めている応援計画の修正の可否を判断するものとする。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第3章 首都中枢機能の継続性確保のための活動</p>	<p>第3章 首都中枢機能の継続性確保のための活動</p>
<p>第1 首都中枢機能の継続性確保のための活動の基本方針</p>	<p>第1 首都中枢機能の継続性確保のための活動の基本方針</p>
<p>(略)</p> <p>あらかじめ優先的な復旧等を想定しておくべき首都中枢機関並びに当該機関の首都中枢機能継続のために必要なライフライン等の施設及び当該施設の管理者(以下「首都中枢関連機関」という。)については、別に定める申合せによる計画において、具体的な名称等を定めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>あらかじめ優先的な復旧等を想定しておくべき首都中枢機関並びに当該機関の首都中枢機能継続のために必要なライフライン等の施設及び当該施設の管理者(以下「首都中枢関連機関」という。)については、別の申し合わせによる計画に具体的な名称等を定めるものとする。</p>

修正案	現行
<p>第2 首都中枢機関の活動体制</p> <p>1 首都中枢機関</p> <p>首都中枢機関は、あらかじめ、首都中枢機能に係る業務が途絶することのないよう、建築物の耐震化、災害時に寸断しない通信連絡基盤の確保、ライフライン系統の多重化、バックアップ機能の充実、緊急参集要員の徒歩圏内居住等、自ら十分な予防対策を講じておく。さらに、首都中枢機関は、それぞれ業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的に訓練を実施する。このほか、非常用電源及び必要な機器冷却水の確保、食料・飲料水・医薬品・燃料等の備蓄を行う。</p> <p>地震発生後は、首都中枢機関は、職員及びその家族の安否確認を行った上で、直ちに要員が参集し、必要に応じてバックアップシステムに切り替えるなど首都中枢機能の継続のための体制を整え、業務継続計画に基づき活動を的確に実行するものとする。</p> <p>首都中枢機関は、自らの施設・設備の被災状況、首都中枢機能継続の見通し等を把握する。</p> <p>首都中枢機関は、直接又は所管省庁を通じて、緊急災害対策本部に、首都中枢機能継続の見通し等を報告する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4章 救助・救急・医療活動及び消火活動</p> <p>第1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>これらの活動を迅速かつ的確に行うため、想定被害に基づき、救助・救急・医療活動及び消火活動の被災地外からの応援計画を申合せとしてあらかじめ定め、これらの応援部隊等は速やかに被災地で活動できるよう措置</p>	<p>第2 首都中枢機関の活動体制</p> <p>1 首都中枢機関</p> <p>首都中枢機関は、あらかじめ、首都中枢機能に係る業務が途絶することのないよう、建築物の耐震化、災害時に寸断しない通信連絡基盤の確保、ライフライン系統の多重化、バックアップ機能の充実、緊急参集要員の徒歩圏内居住等、自ら十分な予防対策を講じておく。さらに、首都中枢機関は、それぞれ事業継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)を策定するとともに、BCPに基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的に訓練を実施する。このほか、非常用電源及び必要な機器冷却水の確保、食料・飲料水・医薬品・燃料等の備蓄を行う。</p> <p>地震発生後は、首都中枢機関は、職員及びその家族の安否確認を行った上で、直ちに要員が参集し、必要に応じてバックアップシステムに切り替えるなど首都中枢機能の継続のための体制を整え、BCPに基づき活動を的確に実行するものとする。</p> <p>首都中枢機関は、自らの施設・設備の被災状況、首都中枢機能継続の見通し等を把握する。</p> <p>首都中枢機関は、直接又は所管省庁を通じて、緊急災害対策本部に、首都中枢機能継続の見通し等を報告する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4章 救助・救急・医療活動及び消火活動</p> <p>第1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>これらの活動を迅速かつ的確に行うため、想定被害に基づき、救助・救急・医療活動及び消火活動の被災地外からの応援計画をあらかじめ定め、これらの応援部隊等は速やかに被災地で活動できるよう措置しておくも</p>

修正案	現行
<p>しておくものとする。</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 救助・救急活動の基本的な役割分担</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>国は、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、自らの所掌する救助・救急活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、関係都県の行う救助・救急活動を広域的観点から応援する。</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>必要に応じて、警察庁、<u>防衛省</u>、消防庁及び海上保安庁（以下「救助・救急関係省庁」という。）の行う救助・救急対策の総合調整を行う。なお、関係都県内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ <u>防衛省</u></p> <p>救助・救急活動を行う。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>2 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等</p> <p>救助・救急関係省庁は、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、関係都県への要員の派遣等を行い、救助・救急活動を実施するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>防衛省</u>は、必要のあるときは保有する航空機、船舶、車両等を用いて救助・救急活動を行う。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第3 被災地内医療活動</p> <p>1 被災地内医療活動の基本的役割分担</p>	<p>のとする。</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 救助・救急活動の基本的な役割分担</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>国は、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、自らの所掌する救助・救急活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、関係都県の行う救助・救急活動を広域的観点から応援する。</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>必要に応じて、警察庁、<u>防衛庁</u>、消防庁及び海上保安庁（以下「救助・救急関係省庁」という。）の行う救助・救急対策の総合調整を行う。なお、関係都県内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ <u>防衛庁</u></p> <p>救助・救急活動を行う。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>2 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等</p> <p>救助・救急関係省庁は、別に定める<u>申し合わせ</u>における計画に基づき、関係都県への要員の派遣等を行い、救助・救急活動を実施するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>防衛庁</u>は、必要のあるときは保有する航空機、船舶、車両等を用いて救助・救急活動を行う。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第3 被災地内医療活動</p> <p>1 被災地内医療活動の基本的役割分担</p>

修正案	現行
<p>(1) 国の役割</p> <p>国は、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、自らの所掌する医療活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県の要請に基づき、被災地内の医療活動を広域的観点から応援する。</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>厚生労働省、文部科学省、<u>防衛省</u>、消防庁及び日本赤十字社（以下「医療関係機関」という。）の行う災害派遣医療チーム（DMAT）等の編成、派遣及びその輸送について総合調整を行う。なお、関係都県内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ <u>防衛省</u></p> <p>自衛隊救護班を編成し、その派遣を行う。</p> <p>オ～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 非被災道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣</p> <p>(1) 医療関係機関は、災害発生後速やかに、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>防衛省</u>は、自衛隊救護班を編成する。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第4 広域後方医療活動</p>	<p>(1) 国の役割</p> <p>国は、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、自らの所掌する医療活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県の要請に基づき、被災地内の医療活動を広域的観点から応援する。</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>厚生労働省、文部科学省、<u>防衛庁</u>、消防庁及び日本赤十字社（以下「医療関係機関」という。）の行う災害派遣医療チーム（DMAT）等の編成、派遣及びその輸送について総合調整を行う。なお、関係都県内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ <u>防衛庁</u></p> <p>自衛隊救護班を編成し、その派遣を行う。</p> <p>オ～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 非被災道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣</p> <p>(1) 医療関係機関は、災害発生後速やかに、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>防衛庁</u>は、自衛隊救護班を編成する。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第4 広域後方医療活動</p>

修正案	現行
<p>1 広域後方医療活動の基本的な役割分担</p> <p>(1) 国の役割 (略) ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部 緊急災害対策本部は、厚生労働省、文部科学省、<u>防衛省</u>、消防庁及び日本赤十字社の行う広域後方医療活動の実施の調整を行う。 (略) イ～ウ (略) エ <u>防衛省</u> (ア) 広域医療搬送活動に従事する、災害派遣医療チーム(DMAT)等の被災地への派遣について、別に定める<u>申合せ</u>による計画及びアの調整に基づき、輸送を実施する。 (イ) 関係都県から非被災道府県への広域医療搬送を実施する。 オ～カ (略) (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広域医療搬送 別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、関係都県内では対応が困難な重傷者でありかつ、広域後方医療施設へ搬送して治療することにより、救命が可能と判断される患者を搬送対象とする。</p> <p>(1) 関係都県内の広域搬送拠点の確保 ア (略) イ 広域搬送拠点は、航空機による搬送の基地となることから、<u>民間空港</u>、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定する。 ウ (略) (2) (略) (3) 広域医療搬送にあたっての配慮事項</p>	<p>1 広域後方医療活動の基本的な役割分担</p> <p>(1) 国の役割 (略) ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部 緊急災害対策本部は、厚生労働省、文部科学省、<u>防衛庁</u>、消防庁及び日本赤十字社の行う広域後方医療活動の実施の調整を行う。 (略) イ～ウ (略) エ <u>防衛庁</u> (ア) 広域医療搬送活動に従事する、災害派遣医療チーム(DMAT)等の被災地への派遣について、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画及びアの調整に基づき、輸送を実施する。 (イ) 関係都県から非被災道府県への広域医療搬送を実施する。 オ～カ (略) (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広域医療搬送 別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、関係都県内では対応が困難な重傷者でありかつ、広域後方医療施設へ搬送して治療することにより、救命が可能と判断される患者を搬送対象とする。</p> <p>(1) 関係都県内の広域搬送拠点の確保 ア (略) イ 広域搬送拠点は、航空機による搬送の基地となることから、<u>民間飛行場</u>、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定する。 ウ (略) (2) (略) (3) 広域医療搬送にあたっての配慮事項</p>

修正案	現行
<p>ア 広域医療搬送に従事する災害派遣医療チーム(D M A T)等の派遣、患者搬送手段の確保、広域後方医療施設の選定等について、厚生労働省、文部科学省、防衛省、消防庁及び日本赤十字社は、緊密に連携をとり、迅速に広域医療搬送を実施する。</p>	<p>ア 広域医療搬送に従事する災害派遣医療チーム(D M A T)等の派遣、患者搬送手段の確保、広域後方医療施設の選定等について、厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社は、緊密に連携をとり、迅速に広域医療搬送を実施する。</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p>
<p>第5 消火活動</p>	<p>第5 消火活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 国の役割</p>	<p>(1) 国の役割</p>
<p>国は、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、自ら所掌する消火活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、被災地方公共団体が行う消火活動を広域的観点から応援するための措置をとる。</p>	<p>国は、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、自ら所掌する消火活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、被災地方公共団体が行う消火活動を広域的観点から応援するための措置をとる。</p>
<p>ア～ウ (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>
<p>第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p>	<p>第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 緊急輸送活動</p>	<p>(2) 緊急輸送活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>このため、国として特に調整を行うことが求められる、</p>	<p>このため、国として特に調整を行うことが求められる、</p>
<p>救助、救急、消火等を行うための広域応援部隊</p>	<p>救助、救急、消火等を行うための広域応援部隊</p>
<p>被災地域外から被災地域内へ搬送される物資</p>	<p>被災地域外から被災地域内へ搬送される物資</p>
<p>については、別に定める<u>申合せ</u>による計画において、<u>進出予定経路(以下「緊急輸送ルート」という。)</u>について計画(以下「<u>緊急輸送ルート計画</u>」<u>という。)</u>としておくものとする。</p>	<p>については、<u>進出予定経路(以下「緊急輸送ルート」という。)</u>について計画(以下「<u>緊急輸送ルート計画</u>」<u>という。)</u>を別に定めておくものとする。</p>

修正案	現行
<p>(略)</p> <p><u>物資輸送のうち、海上輸送の一部については、東扇島基幹的広域防災拠点施設においてコントロールを行う。</u></p> <p>第2 交通の確保対策</p> <p>1 交通の確保に関する役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 警察庁、<u>防衛省</u>、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁(以下「輸送施設関係省庁」という。)に対する応急復旧等の依頼</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 交通の確保体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 現地対策本部及び緊急災害対策本部の活動</p> <p>ア 緊急輸送ルート計画に基づく総合調整</p> <p>(略)</p> <p>また、避難者の動向、負傷者等の発生、緊急輸送活動の状況等の応急対策活動全般を考慮して必要と認められる場合には、緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき輸送施設(道路、港湾、<u>空港</u>等)について調整を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 輸送施設別の確保体制</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>物資輸送については、東扇島地区に建設中の東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の供用後、当該施設において物流に関するコントロールを行う。</u></p> <p>第2 交通の確保対策</p> <p>1 交通の確保に関する役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 警察庁、<u>防衛庁</u>、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁(以下「輸送施設関係省庁」という。)に対する応急復旧等の依頼</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 交通の確保体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 現地対策本部及び緊急災害対策本部の活動</p> <p>ア 緊急輸送ルート計画に基づく総合調整</p> <p>(略)</p> <p>また、避難者の動向、負傷者等の発生、緊急輸送活動の状況等の応急対策活動全般を考慮して必要と認められる場合には、緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき輸送施設(道路、港湾、<u>飛行場</u>等)について調整を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 輸送施設別の確保体制</p> <p>ア～オ (略)</p>

修正案	現行
<p>カ <u>空港等の応急復旧等</u> (略)</p> <p>キ~ク (略)</p> <p>(3) 広域輸送拠点の確保体制 関係都県は、以下に定めるところにより、<u>別に定める申合せによる計画</u>における広域輸送拠点の確保を行う。なお、救助・救急、医療活動の拠点については第4章で定める。 (ア)~(オ) (略)</p> <p>第3 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動の基本方針</p> <p>国の各機関、地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用して総合的・積極的に緊急輸送活動を実施する。国の各機関、地方公共団体は、<u>別に定める申合せによる計画に基づく人員、物資等の輸送</u>に加え、関係都県の要請に基づく緊急輸送活動が円滑に行われるよう努める。</p> <p>(1) 国の役割 (略)</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部 (ア) (略)</p> <p>(イ) <u>防衛省</u>、国土交通省、海上保安庁、消防庁及び警察庁(以下「緊急輸送関係省庁」という。)に対する緊急輸送の依頼</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>防衛省</u> 保有する船舶、航空機、車両等を用いての緊急輸送の実施 エ~オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 緊急輸送活動体制</p>	<p>カ <u>飛行場等の応急復旧等</u> (略)</p> <p>キ~ク (略)</p> <p>(3) 広域輸送拠点の確保体制 関係都県は、以下に定めるところにより、<u>別に定める計画による広域輸送拠点の確保</u>を行う。なお、救助・救急、医療活動の拠点については第4章で定める。 (ア)~(オ) (略)</p> <p>第3 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動の基本方針</p> <p>国の各機関、地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用して総合的・積極的に緊急輸送活動を実施する。国の各機関、地方公共団体は、<u>別に定める申し合わせにより計画されている人員、物資等の輸送</u>に加え、関係都県の要請に基づく緊急輸送活動が円滑に行われるよう努める。</p> <p>(1) 国の役割 (略)</p> <p>ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部 (ア) (略)</p> <p>(イ) <u>防衛庁</u>、国土交通省、海上保安庁、消防庁及び警察庁(以下「緊急輸送関係省庁」という。)に対する緊急輸送の依頼</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>防衛庁</u> 保有する船舶、航空機、車両等を用いての緊急輸送の実施 エ~オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 緊急輸送活動体制</p>

修正案	現行
<p>緊急輸送活動体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急輸送活動の基本的な体制等</p> <p>ア 被害想定に基づきあらかじめ定めてある人員、物資の輸送 あらかじめ定めてある人員、物資の輸送については、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、緊急輸送ルートの確保状況を勘案しつつ、地震発生とともに速やかに輸送を開始する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 輸送手段別の緊急輸送体制 (略)</p> <p>ア 航空輸送</p> <p>(ア) <u>防衛省</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、自ら保有する航空機を出動させる。 なお、<u>防衛省</u>保有の航空機については、国としての活動(主として広域的な活動)に係る空輸所要の優先順位を、関係省庁においてあらかじめ計画しておくとともに、関係都県からの要請に基づき出動する必要もあるので、国の活動に従事させるべき航空機と災害派遣の一環として運用すべき航空機をあらかじめ予定しておくものとする。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p> <p>イ 道路輸送</p> <p>(ア) <u>防衛省</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する車両を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>ウ 海上輸送</p> <p>(ア) <u>防衛省</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p>	<p>緊急輸送活動体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急輸送活動の基本的な体制等</p> <p>ア 被害想定に基づきあらかじめ定めてある人員、物資の輸送 あらかじめ定めてある人員、物資の輸送については、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、緊急輸送ルートの確保状況を勘案しつつ、地震発生とともに速やかに輸送を開始する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 輸送手段別の緊急輸送体制 (略)</p> <p>ア 航空輸送</p> <p>(ア) <u>防衛庁</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、自ら保有する航空機を出動させる。 なお、<u>防衛庁</u>保有の航空機については、国としての活動(主として広域的な活動)に係る空輸所要の優先順位を、関係省庁においてあらかじめ計画しておくとともに、関係都県からの要請に基づき出動する必要もあるので、国の活動に従事させるべき航空機と災害派遣の一環として運用すべき航空機をあらかじめ予定しておくものとする。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p> <p>イ 道路輸送</p> <p>(ア) <u>防衛庁</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する車両を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>ウ 海上輸送</p> <p>(ア) <u>防衛庁</u>は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p>

修正案	現行
<p>工 (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>3 緊急輸送活動実施上の配慮事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第2段階(3日~1週間)</p> <p>(ア)~(I) (略)</p> <p><u>(オ) 帰宅困難者等の搬送(都県から要請があった場合)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>工 (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>3 緊急輸送活動実施上の配慮事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第2段階(3日~1週間)</p> <p>(ア)~(I) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア~カ (略)</p> <p>キ <u>防衛省</u></p> <p>被災者に対する給食及び給水を実施する。</p> <p>ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 物資の調達体制等</p> <p>(1) 被害想定に基づく要調達物資の調達</p> <p>物資関係省庁は、別に定める<u>申合せ</u>による計画に基づき、地震発生後</p>	<p>第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(1) 国の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア~カ (略)</p> <p>キ <u>防衛庁</u></p> <p>被災者に対する給食及び給水を実施する。</p> <p>ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 物資の調達体制等</p> <p>(1) 被害想定に基づく要調達物資の調達</p> <p>物資関係省庁は、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づき、地震発</p>

修正案	現行
<p>ただちに要調達物資の調達を開始し、輸送関係省庁と連携して緊急輸送活動が速やかに行われるよう措置する。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 物資の調達費用の支払等 別に定める申合せによる計画に基づく調達及び現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づく調達に要する費用については、原則として次による。</p> <p>ア 費用を支弁する者 物資の代金については、調達要請を行った関係都県又は各省庁が、引取り後支払う。ただし、別に定める申合せによる計画に基づく調達については、関係都県が調達要請を行ったものとみなす。 なお、関係都県が支弁する費用については、災害救助法に基づき国庫も所要の負担をする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>消費者庁</u>は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第7章 応急収容活動及び<u>帰宅困難者</u>等対策</p>	<p>生後ただちに要調達物資の調達を開始し、輸送関係省庁と連携して緊急輸送活動が速やかに行われるよう措置する。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 物資の調達費用の支払等 別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づく調達及び現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づく調達に要する費用については、原則として次による。</p> <p>ア 費用を支弁する者 物資の代金については、調達要請を行った関係都県又は各省庁が、引取り後支払う。ただし、別に定める<u>申し合わせ</u>による計画に基づく調達については、関係都県が調達要請を行ったものとみなす。 なお、関係都県が支弁する費用については、災害救助法に基づき国庫も所要の負担をする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内閣府</u>は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第7章 応急収容活動及び<u>帰宅困難者</u>対策</p>

修正案	現行
<p>第1 応急収容活動の基本方針</p> <p>首都直下地震時における応急収容は、被災者の生活確保に必要不可欠であるとともに、その成否が被災者の精神的な安心、治安等に与える影響も大きいと考えられる。</p> <p>国は、次の基本方針に基づいて効果的な応急収容活動を行うものとする。</p> <p>(1) 十分な避難所の確保</p> <p>発災直後に大量の被災者に対して十分なスペースを提供することができるよう、あらかじめ避難所を十分確保することとし、国は必要に応じ、地方公共団体の避難所確保の促進を図る。</p> <p>(2) 避難所への避難者を減らす対策</p> <p><u>膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要があることから、地方公共団体等が被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施することにより、安全な自宅への早期復帰を促す。</u></p> <p><u>必ずしも被災地に留まる必要のない人を対象として、疎開・帰省の奨励・あっせんについて検討する。</u></p> <p>(3) 避難所不足に係る対策</p> <p><u>避難所収容力の拡大を図るため、地方公共団体に対して、都県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル等、私立学校、企業の施設等の民間施設などを活用を促すほか、テント等の活用を図る。</u></p> <p><u>自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、地方公共団体は、同じ市区町村内、同じ都県内、さらには近隣都県を含めて、避難者の収容場所の調整を図ることとし、国は、関係都県から要請があった場合には、非被災道府県での収容について、緊急対策本部及び現地対策本部において、広域的避難収容実施計画を作成し、その実施について必要な措置をとる。</u></p> <p>(4) 避難者が必要とする情報の提供</p>	<p>第1 応急収容活動の基本方針</p> <p>首都直下地震時における応急収容は、被災者の生活確保に必要不可欠であるとともに、その成否が被災者の精神的な安心、治安等に与える影響も大きいと考えられる。</p> <p>国は、次の基本方針に基づいて効果的な応急収容活動を行うものとする。</p> <p>(1) 十分な避難所の確保</p> <p>発災直後に大量の被災者に対して十分なスペースを提供することができるよう、あらかじめ避難所を十分確保することとし、国は必要に応じ、地方公共団体の避難所確保の促進を図る。</p> <p>(2) 避難所への避難者を減らす対策</p> <p><u>一時的に被災地外に居住することにより避難所に依拠する者を減らすための疎開・帰省の奨励や、ホテル・空き家等の既存ストックの活用など多様な対策メニューの提示について、具体的に検討を進め、広域的避難収容実施に向けた方針をあらかじめ策定するなど対策の充実を図る。</u></p>

修正案	現行
<p><u>避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないよう、迅速・的確な情報提供を行う。</u></p> <p>(5) <u>応急住宅提供等に係る対策</u> <u>地方公共団体が、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空家・空室や民間の空家・空室の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な応急住宅需要に対応するように促す。</u> <u>特に、応急仮設住宅については、速やかな建設が円滑に行われるよう必要な資機材の調達等を行う。</u></p> <p>(6) <u>社会的混乱の防止</u> <u>被災地における社会的混乱の防止のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>(7) <u>災害時要援護者への配慮</u> <u>被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、福祉避難所の設置・活用、保健師・看護師等の広域的な応援等により、災害時要援護者への避難支援の充実を図る。</u></p> <p>第2 関係都県内での収容 <u>関係都県内での被災者の収容、応急仮設住宅の建設、空家の<u>あっせん</u>等については、関係都県が地域防災計画に基づき行うが、国としても次のような支援を行う。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>第3 非被災道府県での収容 (略)</p> <p>1 関係都県からの要請 <u>関係都県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、非被災道府県への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、現地対策本部を通</u></p>	<p>(3) <u>応急仮設住宅の確保</u> <u>応急仮設住宅の速やかな建設が円滑に行われるよう必要な資機材の調達等を行う。</u></p> <p>(4) <u>円滑な広域的避難収容</u> <u>被災者の移動が円滑に行われるよう現地対策本部において、あらかじめ定めた方針に基づき、広域的避難収容実施計画を作成し、その実施について必要な措置をとる。</u></p> <p>(5) <u>社会的混乱の防止</u> <u>被災地における社会的混乱の防止のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>(6) <u>災害時要援護者への配慮</u> <u>被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、福祉避難所の設置・活用、保健師・看護師等の広域的な応援等により、災害時要援護者への避難支援の充実を図る。</u></p> <p>第2 関係都県内での収容 <u>関係都県内での被災者の収容、応急仮設住宅の建設、空家の<u>あっ旋</u>等については、関係都県が地域防災計画に基づき行うが、国としても次のような支援を行う。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>第3 非被災道府県での収容 (略)</p> <p>1 関係都県からの要請 <u>関係都県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、非被災道府県への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、現地対策本部を通</u></p>

修正案	現行
<p>じて、警察庁、<u>防衛省</u>、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（以下「避難収容関係省庁」という。）に対し支援を要請することができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 帰宅困難者等の収容等</p> <p>1 帰宅困難者等対策の基本方針</p> <p>首都直下地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤、通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生ずることが想定され、国、地方公共団体は、このような帰宅困難者等の収容等についても、考慮する必要がある。その際、<u>帰宅困難者等が一斉に帰宅行動をとった場合には、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生することが想定される。</u></p> <p><u>そのためには、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制することが重要であり、国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者等に対する基本原則や安否確認手段について積極的に広報するとともに、企業や学校の協力により、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を行い、二斉徒歩帰宅者の軽減を図る。</u></p> <p><u>また、円滑な徒歩帰宅を支援するため、地方公共団体が中心となって、徒歩帰宅者に必要な経路の状況等に関する情報の提供、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施、路上危険物の対応、救急・救護体制の構築などを行うほか、帰宅困難者等支援広場や公的施設・民間施設を活用した一時滞在施設の確保、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等との平時からの協定に基づく飲料水やトイレ等の提供体制の構築等を行う。</u></p> <p>2 帰宅困難者等対策のための応急活動</p> <p><u>関係都県内の帰宅困難者等の収容については、関係都県が地域防災計画に基づき行うが、現地対策本部においても、関係都県、関係事業者等と連携しつつ、次のような支援を行う。</u></p>	<p>じて、警察庁、<u>防衛庁</u>、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（以下「避難収容関係省庁」という。）に対し支援を要請することができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 帰宅困難者の収容等</p> <p>1 帰宅困難者対策の基本方針</p> <p>首都直下地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤、通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生ずることが想定され、国、地方公共団体は、このような帰宅困難者の収容についても、考慮する必要がある。その際、<u>帰宅困難者が一斉に帰宅行動をとった場合には、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報するとともに、企業や学校の協力により、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を行い、帰宅行動者の軽減を図る。企業や学校における一時収容に不可欠な家族の安否確認の方法を含め、帰宅行動者の軽減に関する具体的な方策については別途検討する。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者に対する対応は、応急収容活動に限られるものでなく、情報・広報活動や徒歩帰宅支援等、多岐にわたるとともに、被害状況によっては、関係都県だけの対応だけでは不十分になることが想定されることから、周辺市町村の協力あるいはコンビニエンスストア、ホテル等民間企業の協力も含め、特段の配慮が必要である。</u></p> <p>2 帰宅困難者対策のための応急活動</p> <p>(1) <u>鉄道の運行状況、安否確認システム等についての適切な情報提供</u></p> <p><u>現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、災害用伝言ダイヤル（17</u></p>

修正案	現行
<p>ア 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者等に対する基本原則等の呼びかけ</p> <p>イ 災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等の災害時の安否確認のためのシステムの活用、政府及び関係都県の対応方針等の広報</p> <p>ウ 鉄道の運行状況等公共交通機関に関する情報、帰宅経路の状況等に関する情報など、帰宅困難者等への必要な情報提供</p> <p>エ 帰宅困難者に対する食料、水の提供について検討し、必要に応じ、物資関係省庁等に調達の依頼</p> <p>オ 帰宅困難者等の搬送について、関係都県からの要請に基づく、第５章の定めるところによる緊急輸送関係省庁への搬送の依頼</p> <p>カ 食料や水、休憩場所の提供を行う徒歩帰宅の一時滞在施設の開設支援や徒歩帰宅が困難な高齢者等のために必要な措置等、広域的な観点からの徒歩帰宅支援策の実施に係る関係都県や関係事業者等との調整</p>	<p>１）や災害用伝言板サービス等の災害時の安否確認のためのシステムの活用、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。</p> <p>上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。</p> <p>（２）食料、水等の供給等の応急対策活動</p> <p>帰宅困難者が発生した場合、地元市町村及び関係都県の備蓄物資だけでは不十分であることから、現地対策本部は、関係都県等と連携をとりつつ、帰宅困難者に対する食料、水の提供について検討し、必要に応じ、物資関係省庁等に調達を依頼するものとする。</p> <p>現地対策本部は、帰宅困難者の徒歩帰宅等の支援のため、関係都県や民間企業等と連携し、食料や水、休憩場所の提供を行う徒歩帰宅支援所の開設を行うとともに、徒歩帰宅が困難な高齢者等のための避難場所確保や輸送手段の確保等必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>第８章 ライフライン施設の応急対策活動 （略）</p>	<p>第８章 ライフライン施設の応急対策活動 （略）</p>
<p>第９章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>第１ （略）</p> <p>第２ 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>（１）国の役割 （略） ア～ウ エ 防衛省 必要に応じ、被災地における防疫活動を行う。</p>	<p>第９章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>第１ （略）</p> <p>第２ 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>（１）国の役割 （略） ア～ウ エ 防衛庁 必要に応じ、被災地における防疫活動を行う。</p>

修正案

現行

(2) (略)

第3 (略)

第10章 二次災害の防止活動

(略)

第11章 自発的支援の受入れ

(略)

第12章 交通ネットワークの復旧

(略)

別表 共有情報

1 (略)

2 現場情報 - その1

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	(略)	(略)	(略)
	輸送施設及び輸送手段に関する情報 (略)	(略)	(略)
	(略)	防・国	空港等施設名、(略)
	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

第3 (略)

第10章 二次災害の防止活動

(略)

第10章 自発的支援の受入れ

(略)

第10章 交通ネットワークの復旧

(略)

別表 共有情報

1 (略)

2 現場情報 - その1

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	(略)	(略)	(略)
	輸送施設及び輸送手段に関する情報 (略)	(略)	(略)
	(略)	防・国	飛行場等施設名、(略)
	(略)	(略)	(略)

修 正 案

現 行

3 現場情報 - その2

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	(略)	(略)	(略)
	社会的混乱に関する情報 (略) 経済秩序に関する状況	(略) 総・財・金・ <u>費</u> ・ 農・経	(略) 物価の動向、 金融状況、 その他の経済秩序の状況 (略)
	(略)	(略)	(略)

(注)表中で収集機関の欄に記載の文字は、それぞれ下記の指定行政機関を表す。

費：消費者庁 (略) 防：防衛省 (略)

3 現場情報 - その2

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	(略)	(略)	(略)
	社会的混乱に関する情報 (略) 経済秩序に関する状況	(略) 総・財・金・ <u>内</u> ・ 農・経	(略) 物価の動向、 金融状況、 その他の経済秩序の状況 (略)
	(略)	(略)	(略)

(注)表中で収集機関の欄に記載の文字は、それぞれ下記の指定行政機関を表す。

内：内閣府 (略) 防：防衛庁 (略)